

## VIII 市場第二部から市場第一部銘柄への指定

### 1 市場第一部銘柄への指定までの流れ

#### (1) 市場第一部銘柄への指定

東証は、市場第二部上場会社が市場第一部指定申請を行い、有価証券上場規程及び上場審査等に関するガイドラインに基づいて審査を行った結果、基準に適合すると認められる場合には、市場第一部銘柄への指定を行います。

また、市場第一部指定銘柄の特例（下記参照）として、新規上場申請会社で市場第一部銘柄への指定を申請する会社については、有価証券上場規程第 205 条（「Ⅱ 形式要件」参照）に適合し、かつ、次の基準を満たした場合には市場第一部への指定を行います。

#### **株主数、流通株式の数、時価総額が多めで、株券等の分布状況が特に良好であると認められる場合（有価証券上場規程第 210 条第 1 項に適合する場合）**

上場の時までに株主数が 2,200 人以上、流通株式の数が 2 万単位以上かつ上場株券等の数の 35% 以上、かつ、上場日における時価総額が 250 億円以上になる見込みのあること。

時価総額は、直接上場の場合は公募・売出価格（当該公募又は売出しが行われない場合には、東証が合理的と認める算定式により計算された評価額）に上場株券等の数を乗じて得た額をいい、また、他市場経由の場合には、東証が上場を承認する日の前々日からさかのぼって 1 か月間の他市場における終値の最低価格（上場時に公募又は売出しを行う場合は公募・売出価格と当該価格決定日からさかのぼって 1 か月間の他市場における終値の最低価格のいずれか低い額）に上場時に見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額をいいます。

#### (2) 市場第一部銘柄への指定の時期及びスケジュール

##### a. 指定の時期

一部指定日は、指定に際して公募又は売出し等（数量制限付分売を含む）を行う場合は指定承認日（東証が市場第一部銘柄指定を承認する日をいいます。）の約 2 週間～4 週間後、公募又は売出し等を行わない場合は指定承認日の 1 週間後の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。また、休業日の関係で、1 週間後の日が指定承認日から起算して 2～4 営業日目となる場合は、指定承認日から起算して 5 営業日目とします。）となります。ただし、一部指定日時点において、上場後 1 年以上が経過していることが必要となります。なお、同一決算期を直前事業年度とした一部指定はできません。

## b. スケジュール

市場第一部指定の申請は、新規上場審査における通常申請と同様、申請直前事業年度にかかる定時株主総会終了後、一部指定申請に伴い必要となる書類を東証に提出することにより行います（一部指定申請日については、適当な日時をあらかじめ幹事証券会社と相談のうえ決定します）。なお、一部指定申請も新規上場申請と同様、予備申請を行うことができます。

新規上場審査同様、主幹事証券会社は一部指定日程案を提示し、東証も提示された日程案を踏まえて、一部指定申請から指定承認日までを3か月とする審査スケジュール案を提示します。なお、新規上場からの経過年数が3年以内であり、かつ指定対象会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合については、審査期間を2か月とすることが可能です。

一部指定申請受付時の手続き及び質問内容については新規上場申請の場合と同様です。なお、質問内容については、新規上場からの経過年数が3年以内であり、かつ指定対象会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合については、新規上場後において変化した事象を中心にお伺いします。

（注1）3か月を標準審査期間としておりますが、上場後の経過期間、上場以降の組織体制や事業内容の変化、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより当該モデルスケジュールとは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動することになります。

また、標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

（注2）審査上の論点が多岐にわたる場合等については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、3か月以上の審査期間の設定をお願いさせていただくケースがあります。

（注3）上記（注1）・（注2）のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

## 【一部指定申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】

&lt;前半&gt;

(X) 月			(X+1) 月		
1	日		1	水	一部指定申請、指定回答書受領 ヒアリング、スケジュール調整
2	月		2	木	
3	火		3	金	
4	水		4	土	
5	木		5	日	中
6	金		6	月	7
7	土		7	火	営業
8	日		8	水	日
9	月		9	木	
10	火		10	金	
11	水		11	土	
12	木		12	日	
13	金		13	月	第1回質問事項送付
14	土		14	火	
15	日		15	水	
16	月	祝日	16	木	
17	火		17	金	中
18	水	一部指定申請エントリー	18	土	7
19	木		19	日	営業
20	金		20	月	日
21	土		21	火	
22	日		22	水	
23	月		23	木	第1回回答書期日
24	火		24	金	中
25	水	スケジュール調整	25	土	3
26	木		26	日	営業
27	金		27	月	日
28	土		28	火	
29	日		29	水	第1回ヒアリング
30	月		30	木	第2回質問事項送付
31	火		31	金	

<後半>

(X+2) 月			(X+3) 月		
1	土		1	月	第3回回答書期日
2	日		2	火	
3	月		3	水	
4	火	実査	4	木	
5	水		5	金	第3回ヒアリング
6	木		6	土	
7	金		7	日	
8	土		8	月	祝日
9	日		9	火	中
10	月		10	水	5
11	火	第2回回答書期日	11	木	営業
12	水		12	金	日
13	木		13	土	
14	金		14	日	
15	土		15	月	↓
16	日		16	火	公認会計士ヒアリング
17	月	祝日	17	水	各種面談
18	火	第2回ヒアリング	18	木	
19	水	第3回質問事項送付	19	金	
20	木		20	土	
21	金		21	日	
22	土		22	月	中
23	日		23	火	9
24	月		24	水	営業
25	火		25	木	日
26	水		26	金	
27	木		27	土	
28	金		28	日	
29	土		29	月	
30	日		30	火	↓
			31	水	一部指定承認

(注1) 公認会計士ヒアリングは申請会社の業種・業態に応じて、審査の初期段階で行うこともあります。

(注2) 各種面談から一部指定承認の間に、社長説明会を行うこともあります。

新規上場からの経過年数が概ね3年以内であり、かつ指定対象会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合

<前半>

(X) 月		(X+1) 月	
1	日	1	水
2	月	2	木
3	火	3	金
4	水	4	土
5	木	5	日
6	金	6	月
7	土	7	火
8	日	8	水
9	月	9	木
10	火	10	金
11	水	11	土
12	木	12	日
13	金	13	月
14	土	14	火
15	日	15	水
16	月	16	木
17	火	17	金
18	水	18	土
19	木	19	日
20	金	20	月
21	土	21	火
22	日	22	水
23	月	23	木
24	火	24	金
25	水	25	土
26	木	26	日
27	金	27	月
28	土	28	火
29	日	29	水
30	月	30	木
31	火	31	金

  

(X) 月		(X+1) 月	
			一部指定申請、指定回答書受領 ヒアリング、スケジュール調整
			中
			7
			営業
			日
			第1回質問事項送付
	祝日		
			中
	一部指定申請エントリー		7
			営業
			日
			第1回回答書期日
			中
			3
			営業
			日
			第1回ヒアリング
			第2回質問事項送付

&lt;後半&gt;

		(X+2) 月
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	第2回回答書期日
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	祝日
18	火	第2回ヒアリング
19	水	中 7 営業 日 ↓
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	一部指定承認
29	土	
30	日	

(注1) 公認会計士ヒアリング、各種面談を行うこともあります。

## 2 一部指定基準

…一部指定形式要件一覧表…

項目	基準の内容
①株主数 (指定時見込み)	2,200人以上
②流通株式 (指定時見込み)	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 20億円以上 c. 流通株式数(比率) 35%以上
③売買高	最近3か月間及びその前の3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上
④時価総額 (指定時見込み)	40億円以上
⑤純資産の額 (指定時見込み)	連結純資産の額が10億円以上 (かつ、単体純資産の額が負でないこと)
⑥利益の額又は時価総額 (利益の額については連結経常利益金額、時価総額については指定時見込み)	次のa又はbに適合していること a. 最近2年間における利益の額の総額が5億円以上であること b. 最近1年間における売上高が100億円以上である場合で、かつ、時価総額が500億円以上であること
⑦虚偽記載又は不適正意見等	a. 最近5年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近5年間「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」 c. 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載
⑧単元株式数 (指定時見込み)	100株となる見込みのあること

## …一部指定実質基準一覧表…

項目	基準の内容
①企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
②企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
③企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
④企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
⑤その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	—

以下において、一部指定基準の項目ごとにその内容を解説します。

## (1) 株主数

株主数（1単位（注1）以上の株式を所有する者の数をいいます。）が、一部指定の時までに2,200人以上となる見込みのあることが必要です（注2）。

（注1）1単位は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には1株をいいます。

（注2）株券等に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合、1単位以上の株券等に係る権利を表示する預託証券を所有する者の数は、株主数に加算できます。

## (2) 流通株式

流通株式は、以下のaからcの基準に適合していることが必要です。

### a. 流通株式数

流通株式数（注）が、一部指定の時までに2万単位以上となる見込みのあること。

（注）流通株式数の算定方法については、「II 形式要件 2 流通株式」を参照してください。

### b. 流通株式時価総額

一部指定日における流通株式の時価総額が、20億円以上となる見込みのあることが必要です。

### ○流通株式時価総額の算定方法

流通株式数に株価を乗じて算定します。算定の際の株価には次の価格を用います。

#### ＜公募又は売出しを行う場合＞

指定に係る公募又は売出しを行う場合には、「公募又は売出しの見込み価格」と「指定承認日の前々日以前1か月間（注1）における株式の最低価格（注2）」のいずれか低い価格を用います。

#### ＜公募又は売出しを行わない場合＞

指定に係る公募又は売出しを行わない場合には、指定承認日の前々日以前1か月間における株式の最低価格を用います。

（注1）上場を承認する日の前々日は、カレンダーベースでカウントします。例えば、上場を承認する日が11月2日の場合は、曜日に関係なく、10月1日から10月31日までが対象の期間となります。

（注2）最低価格とは、東証の売買立会における、対象期間各日の最終価格（終値）のうち最低の価格をいいます。したがって、気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

### c. 流通株式比率

流通株式の数が、一部指定の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあることが必要です。

### ○流通株式比率の算定方法

流通株式数を、指定申請に係る株式数（注）で除して算出します。

（注）指定申請に係る株式数は、一部指定日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、指定日までににおいて見込まれる株数の増減を加味して算定します。

#### 《株主数・流通株式の増加～一部指定前の公募又は売出し等》

株主数の基準及び流通株式の基準は、指定申請時点における条件ではなく、一部指定日において見込まれることが条件となります。当該条件に関しては、「Ⅱ 形式要件 《株主数・流通株式の増加～上場前の公募又は売出し等》」における記載に準じて取扱うこととなります。

### (3) 売買高

東証における最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間の月平均売買高(注1)が、200単位(1単位は単元株式数を定めている場合には一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には1株をいいます。)以上であることが必要です。

(注1) 市場第一部銘柄への指定の申請日を含む月の前月の末日以前6か月間を、「前半3か月間」及び「後半3か月間」に区分したそれぞれの期間における市場内売買の売買高合計の月割高をいいます。

<例> 市場第一部銘柄への指定の申請日が7月1日の場合  
 最近3か月間(「後半3か月間」) : 4月～6月  
 その前3か月間(「前半3か月間」) : 1月～3月

(注2) 上場会社が売買高の算出対象期間内に単元株式数の引下げを行っている場合には、変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、当該基準に規定する売買高を算定します。

<例> 5月1日に単元株式数を1,000株から100株へ変更した会社が、7月に指定の申請を行った場合の「最近3か月間」の月平均売買高の算定方法

◎最近3か月の売買高

4月1日～4月30日の売買高(1単元1,000株) 20万株=200単位

5月1日～6月30日の売買高(1単元100株) 10万株=1,000単位

◎売買高の算定: 200単位+1,000単位=1,200単位

◎月平均売買高: 1,200単位÷3か月=400単位

と算定され、月平均売買高200単位以上の基準を満たしていることとなります。

(注3) 売買高には、東証における立会外取引(ToSTNeT 売買分)及び立会外分売による売買が含まれます。

(注4) 売買高は、東証が提供する売買高検索ツールを用いて確認することができます。売買高検索ツールは、東証Target上で公開しております。利用方法等の詳細については、東証Targetホームページ(東証上場会社ポータルサイト)をご参照ください。

(<https://www.arrowgate.jp/fw/dfw/tselcp/webxportal/tsehome>)

## (4) 時価総額

一部指定日における時価総額が 40 億円以上となる見込みのあることが必要です。

### ○時価総額の算定方法

時価総額は、一部指定日において見込まれる上場株券等の数に株価を乗じて得た額に、その申請会社が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限ります。）に係る時価総額を加えて算出します。

算出の際には次の価格を用います。

#### <公募又は売出しを行う場合>

指定に係る公募又は売出しを行う場合には、「公募又は売出しの見込み価格」と「指定承認日の前々日以前 1 か月間（注 1）における株式の最低価格（注 2）」のいずれか低い価格を用います。

#### <公募又は売出しを行わない場合>

指定に係る公募又は売出しを行わない場合には、指定承認日の前々日以前 1 か月間における株式の最低価格を用います。

（注 1）上場を承認する日の前々日は、カレンダーベースでカウントします。例えば、上場を承認する日が 11 月 2 日の場合は、曜日に関係なく、10 月 1 日から 10 月 31 日までが対象の期間となります。

（注 2）最低価格とは、東証の売買立会における、対象期間各日の最終価格（終値）のうち最低の価格をいいます。したがって、気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

## (5) 純資産の額

一部指定日における純資産の額が 10 億円以上となる見込みのあることが必要です。審査対象となる「一部指定日における純資産の額」は、次のとおりです。

- a. 申請会社が、一部指定申請日の属する事業年度開始以後の四半期報告書を提出した場合は、直近の四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額（注 1）が審査対象となります。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期貸借対照表（単体）の数値が審査対象となります。

加えて、四半期貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注 2）が負の数値でないことが必要です。

- b. 前 a 以外の場合は、直近の有価証券報告書に記載された直前事業年度の末日における純資産の額（注 3）が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表（単体）の数値が審査対象となります。

加えて、貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注4）が負の数値でないことが必要です。

また、上記の純資産の額が基準を充足しない場合であっても、一部指定前の公募による調達見込額又は調達額を加算した純資産の額を審査対象とすることができます。その場合は、「直前四半期会計期間の末日又は直前事業年度の末日における純資産の額」、「公募による調達見込額」及び「審査対象とする純資産の額」を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出する必要があります。

- （注1）「四半期連結財務諸表規則」の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- （注2）「四半期財務諸表規則」の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいいます。
- （注3）「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の3第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- （注4）「財務諸表等規則」の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいいます。
- （注5）申請会社がIFRS任意適用会社である場合は、四半期連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。

#### ○退職給付会計基準の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取り扱い

退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けており、一部指定審査においても「特例」の適用を受けます。（規程第705条、規則第717条）

### （6）利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合していることが必要です。

- a. 最近2年間における利益の額の総額が5億円以上であること。（利益基準）
- b. 最近1年間における売上高が100億円以上である場合で、かつ、時価総額が500億円以上となる見込みのあること。（時価総額基準）

#### <利益基準の場合>

（再掲）

- a. 最近2年間（注1）における利益の額の総額（注2）が5億円以上であること。（利益基準）

この基準では、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（注3）が審査の対象となりますが、対象期間中に連結財務諸表を作成していない期間がある場合には、その期間については、損益計算書（単体）に基づいて算定される利益の額（注4）が審査対象となります。

ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第61条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第65条第3項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第95条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります）（注4）。

（注1）「最近」の起算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）からさかのぼります。

例えば、直前事業年度が2015年3月期である上場会社についての「最近2年間」は、2013年4月1日から2015年3月31日までの2年間を意味しますが、2015年4月中に一部指定申請を行った場合は、2012年4月1日から2014年3月31日までの2年間が対象となります。

（注2）利益の額が負の数値である場合も加算します。例えば、最近2年間の利益の額が、それぞれ△5億円、10億円である場合には、（△5億円）+10億円で5億円となります。

（注3）申請会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額とします。

（注4）例えば、2015年3月期を直前期として上場申請を行う場合、直前々期（2014年3月期）の利益の額の算定にあたっては、2015年3月期の有価証券報告書に記載された「2015年3月期の連結財務諸表又は財務諸表の比較情報」ではなく、過去において提出した有価証券届出書又は有価証券報告書等に記載された「2014年3月期の連結財務諸表又は財務諸表」を用いることとなります。

（注5）利益の額が監査法人又は公認会計士の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、その意見に基づいて修正した後の利益の額を審査対象とします。

#### ○退職給付会計基準の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取扱い

退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けており、一部指定審査においても「特例」の適用を受けます。（規程第705条、規則第717条）

#### ○地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社の取扱い

地域経済活性化支援機構が再生支援決定（注1）を行った会社（注2）については、「利益の額又は時価総額」の基準に例外的な取扱いを設けており、一部指定審査においても適用を受けます。（規程第707条、規則第719条）

（注1）株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に定める再生支援決定をいいます。

（注2）再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に定める買

取決定等をいいます。)が行われないこととなった会社は除きます。

・適用条件

被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の債務に係る買取決定等を公表した日から5年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場会社が当該株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときに対象となります。

・内容

市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける「利益の額及び時価総額」については、次のa又はbに適合することとします。

- a. 最近1年間における利益の額が4億円以上であること。
- b. 最近1年間における売上高が100億円以上である場合で、かつ、時価総額が500億円以上であること。

<時価総額基準の場合>

(再掲)

- b. 最近1年間における売上高が100億円以上である場合で、かつ、時価総額が500億円以上であること。

(注1) 売上高は、連結損益計算書等(審査対象期間において市場第一部指定申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、損益計算書)に掲記される売上高をいいます。

(注2) 事業年度(決算期)の変更を行っているため、審査対象期間の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書の売上高を月割按分することにより審査対象期間の売上高を算定します。

(注3) 売上高が、公認会計士又は監査法人の意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められる場合を除き、その監査意見に基づいて修正したのちの売上高を審査対象とします。

○時価総額の算定方法

時価総額の算定方法は、「II 形式要件」の「3 時価総額」を参照してください。

## (7) 虚偽記載又は不適正意見等

上場会社の最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照されている有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことが必要です。

監査意見については、上記期間に係る財務諸表等に添付される監査報告書において原則として「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載され、かつ、同期間に係る四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において「無限定の結論」又は「除外事項を付した限定付結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。）が記載されていることが必要です。

なお、監査意見が「無限定適正意見」又は「限定付適正意見」等であっても、継続企業の前提に重要な疑義が認められるとして監査報告書に追記情報が記載されている場合には、有価証券上場規程第309条の中で「企業の継続性」を審査項目としていることから、申請事業年度において、四半期レビュー報告書等の当該事項に係る追記情報の記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象等が解消していることが審査上求められます。

また、「財務報告に係る内部統制」に関しては、最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において「評価結果を表明できない」旨、内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において「意見の表明をしない」旨が記載されていないことが必要です。

- (注1) これらの財務諸表等及び四半期財務諸表等につき公認会計士又は監査法人の監査又は四半期レビューを受けていない事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間は除きます。
- (注2) 監査報告書又は四半期レビュー報告書に「意見の表明をしない」旨の記載がなされていても、それが天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合には申請は可能です。
- (注3) 直前事業年度及び直前連結会計年度以外の監査報告書又は四半期レビュー報告書においては、継続企業の前提に関する事由を理由として「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨の記載がなされていても申請は可能ですが、その場合には、当該記載がなされた経緯等を審査の過程で確認することとなります。
- (注4) 申請会社又はその子会社が審査対象期間に合併（申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の合併を除きます。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査の対象となります。
- (注5) 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書の基準は、内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

## (8) 単元株式数

単元株式数が、一部指定の時に 100 株となる見込みのあることが必要です。

具体的には、一部指定申請の際に、定款等諸規則等に基づき単元株式数を確認します。一部指定申請の段階で単元株式数が 100 株で無い場合は、審査期間内に単元株式制度の採用・単元株式数の変更を行っていただくこととなります（注）。

（注）一部指定申請の段階で単元株式数が 100 株で無い場合は、定款等諸規則、登記事項証明書等を、審査期間内に記載内容を変更し、ご提出いただく必要があります。

## 3 一部指定審査の内容

市場第一部銘柄への指定に際しての形式要件については、本章の「2 一部指定基準」で説明しました各項目に適合しているかの審査を行います。

また、実質基準の項目の審査（以下「一部指定審査」といいます。）については、一部指定審査対象会社が東証に提出する「有価証券報告書」及び「市場第一部指定審査に関する回答書」に記載された内容を主な審査対象項目として、一部指定審査対象会社へのヒアリング等を通じて基準への適合状況を確認します。

一部指定審査の内容については、「III 上場審査の内容」に準じ、新規上場における審査と同様の観点から行うこととなりますので、そちらを参照してください。

なお、新規上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行います（ガイドラインIV 1.）。